

障保発第 218 号
平成 28 年 5 月 18 日

指定特定相談支援事業者 様
指定障害児相談支援事業者 様

障がい保健福祉課長 神永 修一

震災に伴う計画相談支援の実施について（通知）

日頃から、本市の障がいのある方の支援にご協力いただき誠にありがとうございます。
また、今回の熊本地震の発生に伴い、障がいのある方の安否確認にいち早くご尽力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

そのような中ではありますが、障がいのある方の中には、避難所での生活を強いられている方や遠方の親戚宅へ身を寄せている方、更には、車中泊や一部損壊した自宅にて不自由な生活を強いられている方も未だおられるようです。

現在、相談支援事業所の皆様方のご協力により、在宅の障がいのある方を中心に戸別訪問を行い、安否確認に加え、今まで福祉サービス等を利用していない方の中で支援が必要な方に対しては、必要に応じ、適切に福祉サービス等に繋げる取組みを進めているところです。

については、このような取組みの結果、新たに計画相談支援が必要な方も相当数おられるのではないかと考え、当分の間、計画相談支援の実施について、別紙のとおり取扱うこととさせていただきます。

ご多忙の折りと存じますが、この取扱いの主旨をご理解いただき、本市の障がいのある方への支援が、より充実したものになるようご協力をよろしくお願いいたします。

【担当】

熊本市障がい保健福祉課

自立支援班

電話：096-328-2519

1. プランニング

障害福祉サービス及び障害児通所支援の支給決定更新者のプランについては、計画案及び計画の提出を簡易なものにする。

<対象者>

サービスの種類、量に変化がない者

<具体的内容>

・「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」は、前回のものを引用し作成することを可能とし、「基本情報」「申請者の現状（生活状況）」「週間計画表」の3枚は、区への提出を省略することができる。

・利用者同意は、本人又は家族への電話等による意思確認により行うこととし、[利用者同意署名欄]は、相談支援専門員による意思確認が行われた旨の記載で可能とする。

(記載例：6月1日 本人（又は母）に電話にて確認済 相談支援専門員名)

・「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」の記入については、相談支援専門員の代筆で可能とする。(捺印は省略可)

・次回の支給決定の際は、対面によるアセスメントを行いこれまでの基本の取扱いとする。

<対象期間>

平成29年3月まで（平成28年5月～平成29年3月更新予定の者）

2. モニタリング

<対象者>

計画相談支援の全支給決定者

<具体的内容>

電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とする。

<対象期間>

平成28年7月まで

3. 担当者会議

<対象者>

計画相談支援の全支給決定者

<具体的内容>

電話や文書等の照会による実施も可能とする。

<対象期間>

平成28年7月まで